添付法令資料３：

銀行の清算に関する2022年9月1日付インドネシア預金保険公社規則No.1（目次）
同月 5 日施行

第 1 章　総則（第 1 条）
第 2 章　事業許可取消しのフォローアップ（第 2 条ないし第 7 条）
第 3 章　清算チーム
　第 1 節　通則（第 8 条）
　第 2 節　清算チームの職務及び権限（第 9 条ないし第 13 条）
　第 3 節　清算の実施期間（第 14 条）
　第 4 節　清算チームのメンバー（第 15 条ないし第 17 条）
　第 5 節　清算チームの謝礼金（第 18 条）
　第 6 節　清算チームのサポート要員（第 19 条）
　第 7 節　清算チームの作業計画及び予算（第 20 条及び第 21 条）
第 4 章　銀行法人の解散（第 22 条）
第 5 章　清算における銀行職員に対する負債の処理（第 23 条ないし第 27 条）
第 6 章　銀行の資産及び負債の解決
　第 1 節　範囲（第 28 条）
　第 2 節　公認会計士事務所の指定（第 29 条）
　第 3 節　期首における純資産報告書の作成のための資産の分類（第 30 条ないし第 32 条）
　第 4 節　期首における純資産報告書及び期中の純資産変動報告書の作成（第 33 条）
　第 5 節　資産の引出し及び債権の回収（第 34 条ないし第 40 条）
　第 6 節　債務の弁済（第 41 条及び第 42 条）
第 7 章　銀行の清算の終了（第 43 条ないし第 52 条）
第 8 章　インセンティブ
　第 1 節　インセンティブの付与（第 53 条及び第 54 条）
　第 2 節　インセンティブの金額（第 55 条及び第 56 条）
　第 3 節　インセンティブの支払いの申請（第 57 条及び第 58 条）
　第 4 節　インセンティブの支払いの承認（第 59 条ないし第 61 条）
　第 5 節　追加のインセンティブ（第 62 条）
第 9 章　清算における銀行債務者の債務に対する減額
　第 1 節　債務減額の付与（第 63 条）
　第 2 節　債務減額付与の要件（第 64 条）
　第 3 節　債務減額の金額（第 65 条）
　第 4 節　債務減額付与の手続（第 66 条ないし第 70 条）
第 10 章　銀行の清算実施の監督及び報告（第 71 条及び第 72 条）

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

第 11 章　清算チームの責任（第 73 条ないし第 76 条）
第 12 章　事業許可を取り消された外国銀行支店の処理（第 77 条ないし第 79 条）
第 13 章　仲介銀行の清算の実施（第 80 条）
第 14 章　特定の基準による銀行の清算（第 81 条）
第 15 章　禁止事項（第 82 条）
第 16 章　経過規定（第 83 条）
第 17 章　終則（第 84 条及び第 85 条）

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所